

保険代位規制について

首都大学東京 桜沢 隆哉

1. 問題の所在

第三者の故意又は過失に基づく行為により、被保険者が損害を被り、かつ当該事実が同時に保険事故に該当するときは、被保険者には第三者に対する損害賠償請求権と保険者に対する保険金請求権がともに発生する。このような状況について、保険法 25 条（旧商法 662 条 1 項）は、保険者がその支払った保険金の額の限度で被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が保険者に移転する制度—保険代位—を規定している。保険代位は、被保険者が加害者と保険者に対する二つの請求権を重疊的に行使して利得を得るのを防止すること（被保険者の利得禁止）、損害発生に有責の第三者を免責させないこと（有責第三者の免責阻止）といった要請に基づいて、損害保険実務では、極めて巧妙に運用され、右要請が充足されている（もともと、なぜ保険者が権利を取得するのかについては明確に説明することは難しい）。そして、この制度は「損害保険」契約に適用されるが、「定額保険」契約には適用されないものと解されている。

もともと、保険法では、傷害疾病保険契約につき諸外国でもあまり例のない類型化に基づいて規定が設けられており、この契約の類型が保険代位、利得禁止原則の適用にどのような影響を及ぼしうるのかなどさまざまな問題を生じうるものと考えられる。

そこで、わが国の保険法上の契約類型を整理し、現在の実務の取扱に即して、保険契約上—とりわけ人保険—の保険給付について代位の有無、方法・基準について具体的な解釈論を展開したいと思う。

2. 人保険契約と利得禁止原則

(1) 人保険契約に利得禁止原則はどのようにはたらくのか

実損填補方式で行われなければならない物・財産保険については強行法的に利得禁止原則が適用され、他方、当事者の約定で実損填補方式も定額給付方式も選

択することができる人保険契約については、それが任意法的に適用されるものと解される（その論拠については報告の場で述べる）。

(2) 人保険契約と代位

人保険契約における代位の問題をどのように考えるべきであろうか。人保険といってもその形態はさまざまであり、生命保険のように純然たる定額給付方式のものもあれば、実損填補方式のものまであり、さらには保険契約を構成する契約の自由が広く認められる以上、定額給付・実損填補の中間に位置するものなど幅広い給付方式が認められている。後の検討課題とも関連するが、中間型の保険において代位に関する規定がない場合の解釈、損害填補方式の人保険契約について代位を否定する旨の約款規定の効力、定額給付方式の保険で代位制度を適用する旨の約款規定の効力などについて検討する。後二者の有効性を単純に認めるといふことは難しい以上、中間型についてはその性質や目的が定額給付・実損填補のどちらかに近いかという点で代位の適用基準を判断せざるを得ないのではなかろうか。

(3) 保険法における契約類型と代位

保険法は、保険契約の類型について、従来の商法の採っていた、損害保険契約と生命保険契約といった二大類型を改め、人保険と物・財産保険との二分法でもなく、損害保険と定額保険とを大分類としているものと考えられる。そうした分類の下では、諸契約をそのいずれかに属すべきことが原則になると考えられるが、両者はそもそも連続性を有する概念ではないため、その中間・谷間にある保険についての代位の適用を不明確なものにしかねないばかりか、また新商品の開発を阻害しかねないように思われる。問題となりうる保険契約とその給付と代位の関係について検討したいと思う。

3. おわりに

報告では、保険代位について、上記の各点を検討したいと考えております。至らぬ点多々あるかと存じますが、ご指導・ご教示を賜りますようお願い申し上げます。